

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する  
政令案について

1. 背景

- 船舶からの油、廃棄物、排気ガス等の排出については、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約」（以下「マルポール条約」という。）により国際的な規制が合意され、具体的な規制の内容を定める同条約の各附属書が国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）において定期的に改正されている。
- マルポール条約について、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）を中心に担保しており、我が国領海及び排他的経済水域にある船舶のほか、所在を問わず日本国籍船舶を適用対象としている。
- 今般、マルポール条約附属書VIの改正により、一部の海域における規制内容に変更が加えられることから、これを国内担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海防法施行令」という。）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域における窒素酸化物の放出量に係る規制強化 <附属書VI第13規則の改正に伴う措置（第11条の7関係）>

海防法第19条の3及び海防法施行令第11条の7の規定により、窒素酸化物の放出量に係る放出基準について、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じ、同条の表第2号において一般海域における規制値を、同表第1号において指定海域における規制値（以下「上乘せ規制」という。）を定めている。

今般、上乘せ規制（海防法施行令第11条の7の表第1号）が適用される指定海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加し、これらの海域を航行する船舶に設置される原動機に、上乘せ規制（海防法施行令第11条の7の表第1号）を適用することとする。

(2) カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域における燃料油中の硫黄分濃度の基準の強化 <附属書VI第14規則の改正に伴う措置(第11条の10関係)>

海防法第19条の21第1項及び海防法施行令第11条の10の規定により、船舶において使用する燃料油に係る硫黄分の濃度その他の品質について、海域ごとの基準が定められるとともに、当該基準に上乗せした特別の硫黄分濃度の基準(海防法施行令第11条の10の表第1号)を適用する海域として5海域が定められている。

今般、上乗せ規制(海防法施行令第11条の10の表第1号)を適用する海域としてカナダ北極海排出規制海域とノルウェー海排出規制海域を追加し、これらの海域において使用する燃料油に、上乗せした特別の硫黄分濃度の基準(海防法施行令第11条の10の表第1号)を適用することとする。

3. 今後のスケジュール(予定)

閣	議：令和7年11月上旬
公	布：令和7年11月中旬
施	行：令和8年3月上旬